

議事要旨(4) 引当金専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）及び荻原主任研究員より引当金専門委員会において検討された論点整理の文案について資料に基づき説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

・個別の引当金についての負債性の有無の検討において、訴訟損失引当金を取り上げるべきではないかとする意見があった。これに対して事務局より、現在の文案では損害補償損失引当金に含まれるものとして扱っているが、IASBの審議では、IAS第37号改訂案公表時とは異なり、負債の存在自体に不確実性があるという考え方が採られていることなども考慮して、別途取り上げるべきか検討したいとの回答があった。

・金融商品については発生しうる最大の損失額の開示という考え方があるが、IAS第37号改訂案の開示の定めは不確実性のレベル感を開示すればよいとしているようであり、レベルが揃っていないように思われるとの意見があった。これに対して事務局より、開示規定の詳細については確認した上で論点整理に反映させたい旨の回答があった。

・IAS第37号改訂案では製品保証が取り上げられているが、履行義務として売価を配分する形で負債を認識するという収益認識プロジェクトとの齟齬があるのではないかとする意見があった。これに対して事務局より、製品保証引当金を検討の範囲には入れているが、収益認識の基準で扱うか、引当金の基準で扱うかは、収益認識プロジェクトでの議論も勘案して、今後適当な時期に判断する旨の回答があった。

・修繕引当金について、IAS第37号及びIAS第37号改訂案における会計処理の記載に疑問があるとする意見があった。これに対して事務局より、表現の問題と思われるが誤解を招かないよう検討する旨の回答があった。

・現在の文案では米国会計基準にほとんど触れていないが、IAS第37号の改訂について米国が対応していないという事実は重要な点ではないかとする意見があった。これに対して事務局より、必要と考えられる点については補充することを検討する旨の回答があった。

・IAS第37号とIAS第37号改訂案の内容が混在しており、何をコメントすべきか分かりづらいのではないかとする意見があった。これに対して事務局より、悩ましい点ではあったが、改訂IAS第37号が今年中に公表予定というスケジュールとの関係で、本論点整理においては改訂案も現行基準とほぼ同等の扱いで記述している旨の回答があった。

・信用リスクを割引率に反映させるかどうかについては、長期の信用リスクを評価するのは恣意性が入りやすく反対だとする意見があった。これに対して事務局より、資産除去債務と同様とするのであれば信用リスクを反映せずにリスクフリーのレートを用いることになるが、現在の文案では両論併記としている旨の回答があった。これに関連して、最終的には自身が決済する必要があるのに、信用リスクが高まれば負債が減るとするのは疑問の多い会計処理であり、委員の大半が反対であれば方向性を出してもよいのではないかとする意見があった。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。